

みどり投資促進税制のご案内

堆肥などの化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する施設・設備を導入した場合に、導入当初の税負担を軽減できます。

対象者

青色申告を行い、化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者（畜産農家を含みます）

※みどりの食料システム法に基づき、主務大臣による基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があります。

対象設備

- ・化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材を製造する専門の機械・装置、器具・備品
- ・上記機械等と一体的に整備する建物及び附帯設備、構築物

＜対象設備のイメージ＞

堆肥製造装置
(家畜排せつ物の強制発酵)



堆肥等のペレット化装置



※ 補助事業と組み合わせて活用することも可能です。

特例措置の内容 特別償却 機械等：32%、建物等：16%

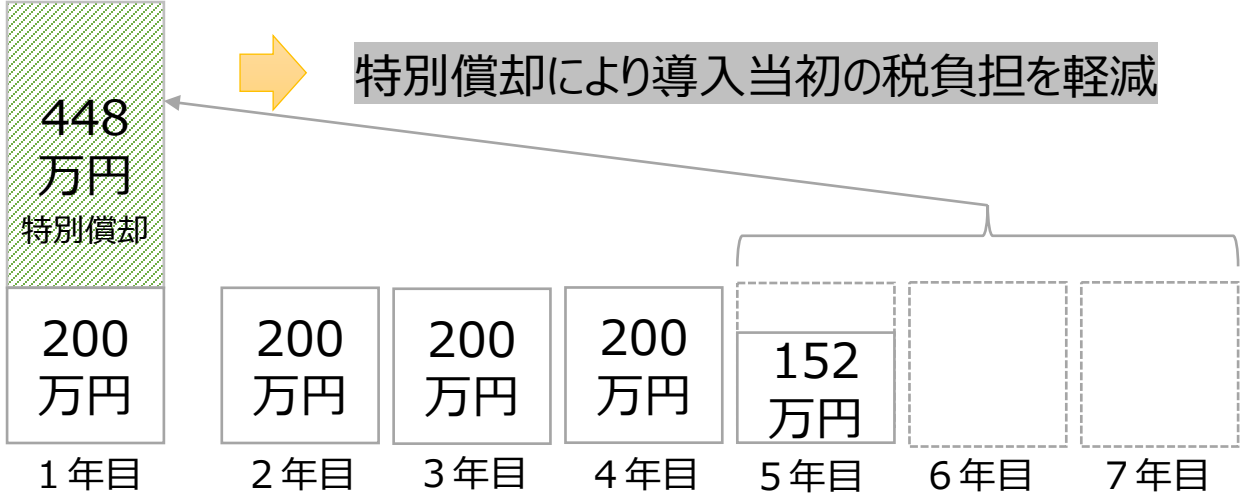
適用期限 令和6年3月31日

根拠条文 租税特別措置法 第11条の4第2項【所得税】
第44条の4第2項【法人税】

特別償却のイメージ

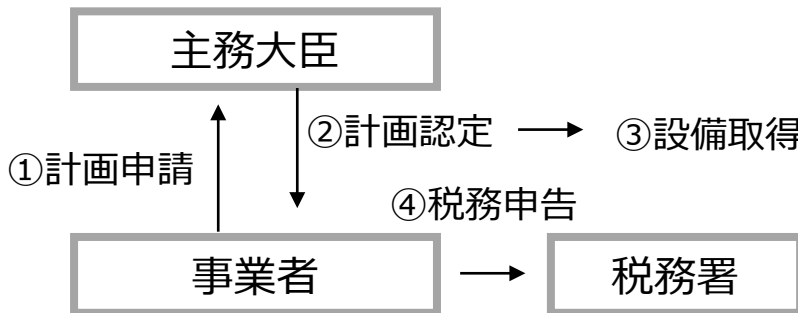
導入当初に、通常の償却額に一定額を上乗せして償却できます。
(設備：取得価額×32%、建物：取得価額×16%)

1400万円、耐用年数7年の設備を導入した場合（例）



特別償却の手続き

- ①・② 主務大臣に基盤確立事業実施計画の認定を申請します。
- ③ 計画が認定されてから、同計画に基づき設備を導入※します。
※取得し、事業の用に供することをいいます。
- ④ 納税書類に「償却限度額の計算に関する明細書」を添付して税務申告します。



【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

☎ 03-6744-7186 (直通)

✉ midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp

みどりの食料システム戦略についてはこちらをご覧ください。

みどりの食料システム戦略